

平成29年台風第21号災害義援金受付について

— 日本赤十字社を通じた義援金の受付期間を、平成30年1月31日まで延長します —

- 平成29年10月の台風第21号の被害に対しては、日本赤十字社の義援金受付に合せ、本市でも11月2日から義援金を受け付けてまいりました。
- このたび、日本赤十字社において、和歌山県の被害に対しても義援金の受付が始まり、併せて期間が延長されたことから、本市における受付も延長しますので、お知らせします。

【概要】

- ◆ 受付期間 三重県 平成29年11月30日(木)まで
和歌山県 平成30年1月31日(木)まで
〔 11月30日までの受付分は、按分して両県に設置された災害義援金配分委員会を通じて被災者に配分されます。 〕
- ◆ 現金での募金を希望する場合
(1)市役所正面玄関、唐桑総合支所保健福祉課(燦さん館)、本吉総合支所保健福祉課、階上出張所、大島出張所、気仙沼市立病院、気仙沼市立本吉病院の各窓口に募金箱を設置します。
(2)受領証が必要な方は、各窓口に現金を持参してください。(ただし市立2病院を除く)
※市役所の場合は、保健福祉部社会福祉課(ワン・テン庁舎2階)へお越しください。
- ◆ 銀行振込での募金を希望する場合
日本赤十字社本社または各県支部あて直接送金をお願いします。(送金先裏面)
- ◆ 税制上の措置
個人については、所得税法第78条第2項第1号、地方税法第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に該当します。法人については、法人税法第37条第3項第1号に規定する寄附金に該当します。

※このほかに現在受付中の国内義援金は下記のとおりです。

1. 「平成28年熊本地震災害義援金」 受付期間: ~平成30年3月31日(土)まで
2. 「平成29年7月5日から的大雨災害義援金」 受付期間: ~平成29年12月28日(木)まで
3. 「平成29年 台風第18号災害義援金」 受付期間: ~平成29年12月28日(木)まで

(振込口座等)

	日本赤十字社「本社」が受け付ける義援金		日本赤十字社「三重県支部」が受け付ける義援金		日本赤十字社「和歌山県支部」が受け付ける義援金			
口座名義	日赤 平成 29 年 台風 21 号災害義援金		日本赤十字社		日本赤十字社三重県支部長 のろ あきひこ 野呂 昭彦		日本赤十字社和歌山県支部 支部長 にさか よしのぶ 仁坂 吉伸	
銀行名 ・ 支店名 ・ 口座番号	ゆうちょ銀行・ 郵便局	00140-3-603645	三井住友銀行 すずらん支店	2787514	百五銀行 津駅前支店	922442	紀陽銀行 県庁支店	410179
			三菱東京 UFJ 銀行 やまびこ支店	2105507	三重銀行 津支店	100927		
			みずほ銀行 クヌギ支店	0620375	第三銀行 津支店	0289371		
受領証	通信欄に「受領証希望」と 記載する		日赤本社パートナーシップ推 進部へ依頼する (☎ 03-3437-7081)		日本赤十字社三重県支部へ 依頼する (☎ 059-229-4145)		日本赤十字社和歌山県部へ 依頼する (☎ 073-422-7141)	
注意点	1) 口座は全て普通預金 2) 金融機関によって、振込手数料がかかる場合があります。 3) 日本赤十字社「三重県支部」が受け付ける義援金は平成 29 年 11 月 30 日までです。							